

北海道入札監視委員会運営要領(案)

北海道入札監視委員会の条例化に伴う要領等の見直し

北海道入札監視委員会設置要【廃止】

1. 所掌事務（第2条）
 - ① 入札・契約手続の運用状況等の報告を受け、次の事項を調査すること
 - ② 入札に係る経緯等について抽出審議を行い、意見具申等を行うこと
 - ③ 入札契約制度の適正化に関し、審議を行い意見の具申を行うこと
 - ④ 入札・契約手続に係る再苦情の審議を行うこと
 - ⑤ 指名停止等に係る再苦情の審議を行うこと
 - ⑥ 談合情報の審議等に関すること
 - ⑦ 北海道職員からの公共調達に係る通報に関すること
2. 委員等（第3条）

委員は学識経験者等から知事が委嘱する。

 - ① 委員6人以内で組織し、委員が互選すること
 - ② 委員の任期は2年とする。
 - ③ 委員長は、委員が互選すること
 - ④ 委員会の運営に必要な事項（第4～第9条）
3. 委員会の定足数、議決など
 - ① 会議の定足数は年2回以上開催
 - ② 定例会は年2回以上開催、関係者からの意見徴取
 - ③ 審議の非公開、関係保持義務
 - ④ 委員の除斥、秘密保持義務
 - ⑤ 委員会の庶務

北海道入札監視委員会の運営に関する事務処理要領【廃止】

1. 委員会への報告（第3～第4条）
 - ① 対象工事等
 - ② 報告対象期間など
2. 審議案件の抽出等（第5～第7条）
 - ① 抽出の方法
 - ② 抽出審議に係る審査資料の提出
 - ③ 抽出審議の内容など
3. 現地調査（第8条）
 - ① 現地調査の実施
4. 意見の具申・勧告（第9条）
 - ① 審議・現地調査結果に基づき、知事への意見の具申・勧告
5. 再苦情の処理（第10条）
 - ① 再苦情申立ての範囲・手続など
6. 談合情報の審議（第11条）
 - ① 審議の内容
7. 内部通報への対応（第12条）
 - ① 職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領への委任

北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領

北海道入札監視委員会条例【新規】

1. 所掌事項（第2条）
 - ① 知事の諮問に応じ、次の事項を調査審議すること
 - ・ 入札及び契約の透明性の確保に関すること
 - ・ 入札及び契約の過程についての苦情に関すること
 - ・ 談合の情報に関すること
 - ・ 入札及び契約の制度の適正化に関すること
 - ② 入札及び契約の適正化に関し、知事に意見を述べることができる。
2. 組織（第3条）

委員6人以内で組織し、委員は学識経験者等から知事が任命すること

 - ① 委員の任期は2年とする。
 - ② 委員長は、委員が互選すること
 - ③ 委員会の運営に必要な事項（第5条～第8条）
3. 委員長の定足数、議決など
 - ① 会議の定足数は年2回以上開催
 - ② 定例会は年2回以上開催、関係者からの意見徴取
 - ③ 審議の非公開、関係保持義務
 - ④ 委員の除斥、秘密保持義務
 - ⑤ 委員会の庶務

北海道入札監視委員会運営要領【新規】

1. 委員会の運営に必要な事項（第3、第4、第10条）
 - ① 定例会は年2回以上開催、審議の非公開
 - ② 関係者からの意見徴取
 - ③ 委員会の庶務
2. 所掌事項（第5条）
 - ① 入札・契約手続の運用状況等の報告を受け、次の事項を調査すること
 - ② 抽出審議を行うこと
 - ③ 入札・契約手続及び指名停止等に係る再苦情の審議を行うこと
 - ④ 談合情報の審議等に関すること
 - ⑤ 入札契約制度の適正化に関し、審議を行うこと
3. 委員会への報告（第6～第7条）
 - ① 対象工事等
 - ② 報告対象期間など
4. 審議案件の抽出等（第8条）
 - ① 抽出の方法
 - ② 抽出審議に係る審査資料の提出
 - ③ 現地調査の実施
5. 抽出審議に係る審査資料の提出（第9条）

北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領

北海道入札監視委員会運営要領（案）

平成28年 月 日北海道入札監視委員会委員長決定

第1 趣旨

北海道入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営は、北海道入札監視委員会条例（平成28年北海道条例第7号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第2条第1号に規定する者をいう。
- (2) 部局長 財務規則第2条第4号に規定する者をいう。

第3 運営

- 1 委員会は、定例会として、年2回以上開催する。なお、必要に応じ随時開催できる。
- 2 委員会の審議は、非公開とし、審議に係る議事の概要等は、公表する。

第4 意見の徴取等

委員会は、必要があると認めるときは、審議に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第5 所掌事項

- 1 条例第2条第1項第1号の調査審議は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 公共工事等に関し、入札・契約手続の運用状況等の報告を受けた事項
 - (2) 公共工事等のうち、委員会が抽出したものに關する事項
- 2 条例第2条第1項第2号の調査審議は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱（平成14年8月19日付け建情第347号）に定める事項
 - (2) 工事等に係る指名停止等における苦情処理要領（平成19年1月25日付け建情第1101号）に定める事項
- 3 条例第2条第1項第3号の調査審議は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 談合情報対応手続（平成12年6月21日付け局総第224号）に定める事項
 - (2) 前号のほか、委員会が必要と認める談合情報対応等
- 4 条例第2条第1項第4号の調査審議は、入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議開催要綱に定める事項について行うものとする。

第6 対象工事等

第5第1項に掲げる「公共工事等」とは、財務規則第2条第3号に規定する本庁及び別表第1に掲げる部局並びに企業局において所管する1件の予定価格

が250万円を超える建設工事（造林を除く。）及び1件の予定価格が100万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）とする。ただし、道の行為を秘密にする必要があるものは除くものとする。

第7 委員会への報告

- 1 第5第1項第1号に掲げる「入札・契約手続の運用状況等の報告」は、「発注一覧」（別記第1号様式（工事）、別記第2号様式（委託））及び「総括表」（別記第3号様式（工事）、別記第4号様式（委託））により行うものとする。
- 2 部長等（教育長及び警察本部長を含む。以下、本項において同じ。）及び部局長（総合振興局長、振興局長、教育長及び警察本部長を除く。以下、本項において同じ。）は、前項の報告を、次に掲げる報告対象期間に応じ、提出期限までに総務部長に行うものとし、部局長にあつては、関係の部長等を経由して行うものとする。ただし、入札契約総合管理システムにおいて入札契約データとして管理している工事等については、関係の部長等が当該所管分を取りまとめて総務部長に提出するものとする。

報告対象期間	関係の部長等への提出期限	総務部長への提出期限
1月～3月入札執行分	4月末日	5月10日
4月～6月入札執行分	7月末日	8月10日
7月～9月入札執行分	10月末日	11月10日
10月～12月入札執行分	1月末日	2月10日

注1 報告対象期間に入札又は見積合わせを執行したものを対象とし、契約締結が未了のものも含む。

なお、入札の結果、随意契約に移行したものを含み、入札不調となったものを除く。

- 2 提出期限が閉庁日の場合は、翌開庁日をもって提出期限とする。
- 3 総合振興局長、振興局長及び企業局長にあつては、当該所管分（総合振興局長及び振興局長にあつては、前項ただし書きの工事等を除く。）を前項の提出期限までに総務部長に提出するものとする。
- 4 総務部長は、前2項により提出された報告書を取りまとめの上、委員会に報告するものとする。

第8 調査審議案件の抽出等

- 1 第5第1項第2号に定める抽出は、同第1号に基づく報告の中から委員会が抽出するものとする。この場合において、案件の抽出に当たっては、あらかじめ委員会において指名された委員がこの事務を行うことができるものとする。
- 2 委員会は、抽出した案件について、当該案件が一般競争入札、公募型競争入札の場合にあつては、参加資格の設定理由、経緯等について、指名競争入札の

場合によっては、指名の理由、経緯等について、随意契約の場合には、契約の相手方の選定理由、経緯等について審議するものとする。

- 3 委員会は、審議に当たり、原則として当該案件を所管する本庁、部局又は企業局の職員を立会させるものとする。
- 4 委員会は、必要に応じ、現地での調査を行うことができる。この場合において、抽出した案件以外の案件についても調査することができるものとする。

第9 審議案件に係る審査資料の提出

第5第1項第2号により審議案件が抽出されたときは、総務部長は、当該審議案件を所管する部長等、部局長又は企業局長に対し、当該審議案件に係る次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 入札及び契約状況表（工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について（平成13年3月29日付け建情第2328号）別記様式）又はこれに類する資料
- (2) 入札参加者指名選考過程等一覧表（『入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について』の一部改正について」（平成12年5月1日付け局総第90号）別添書式例）又はこれに類する資料
- (3) 一般競争入札、公募型競争入札においては、公告等及び競争入札審査委員会等の資料
- (4) その他、委員会が必要と認めた資料

第10 委員会の庶務

委員会の庶務は、総務部行政改革局行政改革課が行う。

別記第3号様式

総括表（工事）

（対象期間 平成 年 月 日～ 月 日） （部課名 ）

契 約 方 法	件 数	備 考

（記載上の注意）

「契約方法」欄に、別紙「契約方法コード一覧」の契約方法名を記載すること。

別記第4号様式

総括表（委託）

（対象期間 平成 年 月 日～ 月 日） （部課名 ）

契 約 方 法	件数	備 考

（記載上の注意）

「契約方法」欄に、別紙「契約方法コード一覧」の契約方法名を記載すること。

別紙

契約方法コード一覧

コード	契 約 方 法 名
1	条件付一般競争入札
2	(欠番)
3	制限付一般競争入札
4	(欠番)
5	地域限定型一般競争入札(委託)
6	指名競争入札
7	(欠番)
8	(欠番)
9	(欠番)
10	(欠番)
11	(欠番)
12	(欠番)
13	公募型競争入札(委託)
14	随意契約

北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領（案）

第1 趣旨

この要領は、北海道職員からの公共調達に係る通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 職員の範囲

この要領において、「北海道職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

第3 対象とする通報

通報は、公共調達に関し職務上の行為が法令等に違反している事実が生じ又はまさに生じようとしている旨の内容を対象とする。

第4 通報方法

(1) 通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、北海道入札監視委員会条例第3条の規定に基づき知事が任命した委員のうち、別表に定める者とする。

(2) 通報は、その後の調査等を的確に行うため、所属・氏名・連絡先を明らかにして、通報窓口に対して文書（ファックス、電子メールを含む。）により行うものとする。

なお、通報に際しては北海道職員服務規程（昭和41年4月1日訓令第5号）第3条第1項に定める身分証明書の写しを添付すること。

第5 通報に対する対応

(1) 通報窓口は、受け付けた通報について、氏名等当該通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して（ただし、通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときはこの限りでない。）、総務部長に速やかに送付するものとする。

(2) 通報窓口から送付のあった通報について、総務部行政改革局行政改革課において処理する。

(3) 通報窓口は、職務を遂行するにあたり、総務部長に対して必要な指示をすることができる。

(4) 総務部長は、通報の内容を確認の上、通報を受理した日から20日以内に通報窓口調査開始の有無について報告するものとする。

(5) 総務部長は、本事務処理要領に基づく事務を適切に遂行するため、通報窓口を通じ通報者から通報内容の確認をすることができる。この場合において通報窓口は、総務部長からの当該通報の確認事項について、通報者から確認を行い、その結果を総務部長に報告するものとする。

(6) 総務部長は、重要又は異例な通報及び管理職員に係る通報について調査開始を決定した場合は、知事に報告するものとする。

(7) 知事は、必要があると認めるときは、総務部長に対し、改善その他の措置を講じるよう指示するものとする。

- (8) 総務部長は、調査の結果、必要があると認めるときは、関係部署と協議の上、該当する所属長に対して、必要な措置を講じるよう指示するものとし、当該所属長は講じた措置等を総務部長に報告する。
- (9) 総務部長は、当該所属長の講じた措置等について、通報窓口へ報告するとともに知事に報告する。なお、調査の結果、通報の対象となる事実が確認できなかった場合等は、その旨を報告する。
- (10) 通報窓口は、第5第4号及び同第9号に係る総務部長からの報告を受理した場合には、速やかに通報者に通知するものとする。
- (11) 通報に関し通報窓口及び通報に対応する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6 職員の保護等

- (1) 通報者は、通報を行ったことによって、いかなる不利益な取扱いも受けることはない。
- (2) 通報に係る文書及び通報者に関する情報は非公開とする。
- (3) 職員は、通報者を特定するための調査及び通報者に対するひぼう、中傷等を行ってはならない。
- (4) 通報の対象となった所属の職員及び関係する職員は、必要な調査に対し協力しなければならない。

第7 通報窓口の委員への報償費

通報窓口の委員が、第5第1号に係る総務部長に対する送付、同5号に係る総務部長への報告及び同10号に係る通報者に対する通知を行ったときは、入札監視委員会委員に対する報償と同額を支払うものとする。

附 則

- この要領は、平成19年8月30日から施行する。
- この要領は、平成20年7月22日から施行する。
- この要領は、平成21年4月13日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月 日から施行する。

別表

通報窓口委員	氏 名	よしはら みちよ 吉原 美智世
	住 所	064-0820 札幌市中央区大通西20丁目2番20号 エクセルS1ビル8階
	電 話 番 号	011-622-7963
	ファックス番号	011-622-8414
	メールアドレス	lawyer@yoshihara-lawoffice.jp